

政府統計の作成・公開方策に関する委員会設置要綱

〔平成 17 年 12 月 22 日〕
日本学術会議第 6 回幹事会決定

（設置）

第 1 日本学術会議会則第 16 条第 1 項に基づく課題別委員会として、政府統計の作成・公開方策に関する委員会（以下「委員会」という。）を置く。

（職務）

第 2 委員会は、公共財である政府統計の一次データの保存・公開のために、現行の分散型政府統計作成体制から集中型の中央統計機構実現の可能性を検討するとともに、一次データの一元的管理とその公開・利用のための法制度、組織体制整備について体系的かつ包括的に調査審議する。

（組織）

第 3 委員会は、15 名以内の会員又は連携会員をもって組織する。

（設置期限）

第 4 委員会は、平成 18 年 6 月 30 日まで置かれるものとする。

（庶務）

第 5 委員会の庶務は、事務局参事官（審議第二担当）において処理する。

（雑則）

第 6 この要綱に定めるもののほか、議事の手続その他委員会の運営に関し必要な事項は、委員会が定める。

附 則

この決定は、決定の日から施行する。